

神社本庁職員懲戒処分無効確認訴訟について

—最高裁判決までの経過と判決内容の概略—

令和4年4月22日・神社本庁の自浄を願う会

はじめに

令和4年4月21日、最高裁判所は神社本庁が上告していた職員懲戒処分無効確認訴訟について上告棄却の決定を下し、本裁判は原告の全面勝訴で判決が確定しました。

この裁判は神社本庁が平成27年、川崎市に所有していた百合丘職舎を不動産会社へ売却したことに端を発します。翌年、その売却価格が不当な廉価であったのではないかと疑義が提起され、それに役職員らが関与していた疑惑が浮上しました。この疑惑をめぐる神社本庁の対応に不審を抱いた職員の稲貴夫氏(総合研究部長・当時)は、その売却に関わった職員の瀬尾芳也氏(教化広報部長・当時)の協力を得て疑惑が事実であると確信し、不正(背任行為)を指弾する告発文を作成して役員2名に交付するなどしました。神社本庁はこの職員二名の行為に対し、売却は適法かつ妥当でものもであったとする調査委員会の報告を根拠として、確たる証拠もなく告発文を配布して関係者の名誉を棄損し職場秩序を乱したことは懲戒事由に当たるとして、平成29年8月に稲氏を解雇、瀬尾氏を減給降格の懲戒処分にしました。懲戒処分を受けた両氏は、処分の無効を求めて同年10月に神社本庁を東京地裁に提訴し、本裁判が始まりました。

第一審は3年間にわたる審理を経て令和3年3月に判決が下され、神社本庁は全面敗訴しました。神社本庁は判決を不服として控訴しましたが、続く第二審でも同年9月に全面敗訴の判決が下されました。

同判決を不服とした神社本庁は、懲戒処分は宗教的判断によるものであり、処分無効の判決は神社本庁の信教の自由を侵害するものであり違憲であるなどとして最高裁に上告していましたが、この度、最高裁判所より上告棄却・上告不受理の決定が示され、懲戒処分を無効とした第一審判決が確定しました。

提訴より原告側は、裁判を通し職舎売却をめぐる不正を明かにして懲戒処分の無効を勝ち取るだけでなく、近年、各地で頻発していた神社をめぐる様々な事件や問題の原因ともなっている強権的な神社本庁の組織運営を是正し、その正常化を図ることを目的として裁判を進めてきました。4年半にわたる長い裁判でしたが、この間、神社関係者をはじめ、裁判の趣旨に賛同する多くの方々からの支援が原告側に寄せられてきました。

今後、神社本庁の組織運営が完全に正常化するまでは更なる課題がありますが、判決の確定にあたって、これまでの経過と判決内容の概略をご報告致します。

裁判に関する団体及び個人についての基本情報

関係する団体について

○神社本庁

神社本庁は占領下の昭和 21 年、神道指令により国家管理を離れた神社が、その後も一体性を保って神社神道の護持発展に取り組むことを目的に設立された団体（包括宗教法人）である。現在、約 7 万 9 千社の神社を包括し、それぞれの神社に約 2 万 2 千人の神職が奉仕している。

役員構成は団体の代表者として統理が、その下に宗教法人法の定める責任役員として 17 名の理事が置かれ、理事の中から総長(代表役員)、副総長及び 2 名の常務理事が選ばれる。また、理事の選任などを行う最高議決機関として評議員会がある。役員任期は 3 年で、現在の総長(田中恆清氏・石清水八幡宮宮司)は異例の 4 期目である。

現在、神社本庁には約 60 人の職員が勤務している。また各都道府県には神社庁が置かれている。

○神道政治連盟について

昭和 44 年に神社本庁を母体に設立された神社界の政治団体であり、「神道精神を国政の基礎に」をスローガンに活動を展開している。神道政治連盟の中央本部は神社本庁内にあり、事務局長以下の事務局員は神社本庁職員が兼務している。旧神社本庁職員である打田文博氏(小國神社宮司)が平成 19 年から幹事長、平成 25 年から会長をつとめている。神道政治連盟の理念に賛同する「神道政治連盟国会議員懇談会」は、安倍晋三元首相が会長をつとめている。

○日本文化興隆財団について

昭和 45 年、全国神社総代会を母体に国民精神研修他財団として設立され、神社本庁旧庁舎(渋谷区東)の近隣に神社関係者向けの宿泊研修施設を所有し、その運営等を業務としていた。神社本庁の代々木移転に伴い経営が悪化したため、平成 13 年に事務所を神社本庁の新庁舎近くのビルに移した。その移転に際して㈱ディンプル・インターナショナルが深く関与し、当時財団の事務局長を兼務していた神社本庁の小野崇之財政部長が同社に便宜を図った疑いが持たれていた。

移転後に名称を現在名に変更し、平成 30 年に公益財団法人となった。理事長は神社本庁田中総長がつとめ、季刊誌『皇室』の販売促進等の事業を行っている。

○㈱ディンプル・インターナショナル

平成 11 年の国民精神研修財団ビルの売買をはじめ、百合丘職舎の売却にいたるまで、神社本庁関連の不動産の取引に携わってきた。現社長の高橋恒雄氏は福田富昭氏の日大レスリング部の 2 年後輩にあたる。

○㈱日本メディア・ミックス社

令和 3 年まで日本レスリング協会の会長であった福田富昭氏が創業した会社で、季刊誌『わたしたちの皇室』(後に『皇室』に改称)を創刊時から全国の神社に販売してきた。福田氏の後任として高橋恒雄氏が社長をつとめていたが、平成 31 年、㈱ベスト・オン・アースと改名した。

裁判関係者について

○稲貴夫（いな たかお）

神社本庁懲戒処分無効確認訴訟の原告。元神社本庁総合研究部長。独自に百合丘職舎売却疑惑を調査し、打田文博氏の関与を確信。小串副総長、櫻井理事に告発文「檄」を手交するとともに、警視庁公安部の警察官に相談し情報を提供するなど真相究明をはかった。しかし、「違法性はない」との調査委員会報告を根拠に平成 29 年 8 月、神社本庁を懲戒解雇処分となる。

○瀬尾芳也（せのお よしや）

神社本庁懲戒処分無効確認訴訟の原告。前神社本庁教化広報部長。財政部長時代に百合丘職舎の売却を基本方針の決定まで担当する。疑惑発覚後に田中総長や顧問弁護士から尋問を受け、さらに瀬尾氏への責任転嫁の動きがあったため稲氏に対応を相談していた。「売却に違法性はない」との調査委員会報告を根拠に平成 29 年 8 月、減給降格処分となる。

○田中恆清（たなか つねきよ）

現在、神社本庁総長、京都府神社庁長、石清水八幡宮宮司をつとめる。

神道政治連盟総務会長(平成 10 年)、同幹事長(平成 13 年)を経て、平成 16 年には理事の経験のないまま神社本庁副総長に就任した。副総長を 2 期つとめた後の平成 22 年には神社本庁の総長に就任し、現在も前例のない 4 期目をつとめている。他に、一般財団法人日本文化興隆財団理事長、一般財団法人神道文化会会長、日本会議副会長などをつとめる。

○打田文博（うちだ ふみひろ）

現在、神道政治連盟会長、静岡県・小國神社宮司をつとめる。

昭和55年、寒川神社から神社本庁に転出し、以来20年の間、時局対策、渉外、神道政治連盟畑を歩み、渉外部長、神道政治連盟事務局長をつとめた。平成12年6月、静岡県の小國神社宮司に就任し神社本庁を退職した後も「神社本庁役員特別補佐」の肩書で、当時の工藤伊豆総長と太いパイプを持ち続ける。また、平成16年から2期6年続いた矢田部総長・田中副総長体制、平成22年から現在まで4期続いている田中総長体制をお膳立てする役回りをつとめた。また、その間、神社本庁の人事委員会委員のほか、宗教法人審議会（文化庁に設置された文部科学大臣の諮問機関）の委員を9年間にわたりつとめた。

神道政治連盟幹事長(平成 22 年)を経て平成 28 年同連盟会長に就任した。

高橋恒雄（たかはし つねお）

(株)ディンプル・インターナショナル社長。現在は(株)ベストオンアース(株)と改名した(株)メディア・ミックス社の社長もつとめていた。福田富昭氏とは日本大学レスリング部の二年後輩にあたり、ともに神道政治連盟の打田会長と 20 年以上の盟友関係にある。

福田富昭（ふくだ とみあき）

令和 3 年まで 18 年間、日本レスリング協会会長をつとめ、その間、JOC 副会長、東京オリンピック組織委員会評議員など歴任した。季刊誌『皇室』を販売していた(株)メディア・ミックス社の創業者である。

裁判に至るまでの経緯

百合丘職舎の売却問題について

神社本庁は平成 27 年、基本財産として川崎市に所有する簿価 7 億 5 千 6 百万円の百合丘職舎を老朽化、維持管理、危機管理上の問題などを理由に、売却先が利害関係者であることを秘匿したまま不動産会社の(株)ディンプル・インターナショナル(以下、「ディンプル社」)に 1 億 8 千 4 百万円で売却した(以下、「本件売買」と表記)。しかし翌年の役員会で松山文彦理事(当時)が、職舎が中間省略登記で即日転売されていることと、転売後に設定された根抵当権の金額(3 億円)などから売却価格は不当な廉価ではなかったかと指摘したことから、売却に絡む疑惑が表面化した。

職員の告発と懲戒処分について

この疑惑に対する執行部の対応に疑問を持った総合研究部長の稲参事は、売却先の不動産会社の背後関係などからも疑惑には相当の真実性があることを確信するに到り、前財政部長の瀬尾参事の証言などをもとに告発文「檄-己自身と同僚及び諸先輩方を叱咤し、決起と奮起を求める-」(以下、「本件文書」と表記)を作成し役員二名(当時の小串副総長、櫻井理事)に手交した。

本件文書の内容(要点)は以下の通り

*関係者への謝罪と反省

- ・職舎売却の真の目的を見抜けず、部長会で随意契約によるディンプル社への売却に賛成してしまったこと。
- ・平成 10 年の『わたしたちの皇室』創刊時の担当職員でありながら、売却先のディンプル社が、同誌を神社界へ販売している(株)メディア・ミックス社の関連会社であることに気づかぬままであったこと。
- ・結果的に全国神社および関係者の浄財からなる神社本庁の財産を大きく損失させる行為に加担してしまったこと、など。

*疑惑を隠蔽し続ける当事者に対する責任追及と関係者への呼びかけ

- ・百合丘職舎売却は役職員(元職員を含む)の絡んだ背任行為であることは明白。
- ・職舎疑惑の責任を財政部長であった瀬尾参事に負わせようとしている総務部長、総務課長、この二人を陰で操っている者(元職員の神道政治連盟会長打田文博氏)に対する指弾。
- ・神社本庁正常化の呼びかけ、など。

その後、紆余曲折を経て、百合丘職舎売却の経緯を検証する調査委員会(委員長は國分正明理事)が設置されたが、売却は適法かつ妥当であったとする報告書が平成 29 年 7 月に提出され、それを根拠として同年 8 月 25 日、稲部長は解雇、瀬尾部長は減給降格の懲戒処分を受けた。

第一審(東京地裁)での審理

裁判の経過について

神社本庁による懲戒処分を不服とした稲、瀬尾両氏は同年10月17日、処分の撤回を求めて神社本庁を東京地裁に提訴した。その後3年半にわたる審理を経て、令和3年3月18日に判決が言い渡された。審理の経過は以下の通りである。

- ・口頭弁論 4回
- ・弁論準備(和解協議を含む) 14回
- ・提出書面等 原告 訴状、準備書面1～13(最終) 証拠は甲1～97号証
被告 答弁書、準備書面1～9(最終) 証拠は乙1～120号証
- ・証人尋問 2回(令和2年2月20日・3月9日)

証人尋問出廷者

- 原告側
 - ・葦津敬之(宗像大社宮司・神社本庁旧職員)
 - ・稲 貴夫(原告本人)
 - ・瀬尾芳也(原告本人)
- 被告側
 - ・小野崇之(宇佐神宮宮司・神社本庁旧職員)
 - ・眞田宜修(明治神宮禰宜・神社本庁旧職員)
 - ・木田孝朋(生田神社権宮司・神社本庁旧職員)
 - ・原田恒男(広島県神社庁参事・神社本庁旧職員)

陳述書提出者(証人尋問出廷者以外の提出者)

- 原告側
 - ・小串和夫(前熱田神宮宮司・前神社本庁副総長)
 - ・吉田茂穂(鶴岡八幡宮宮司・前神社本庁常務理事)
- 被告側
 - ・小間澤肇(神社本庁渉外部長兼神道政治連盟事務局長・陳述書提出当時は秘書部長を兼務)
 - ・牛尾 淳(神社本庁教化広報部長)

※尚、田中恆清氏(神社本庁総長)、打田文博氏(神道政治連盟会長)、及びディンプル社の高橋恒雄社長については被告側から証人申請がなされず、陳述書の提出もなかった。

第一審における争点

原告らに対する懲戒処分(稲に対する懲戒解雇、瀬尾に対する降格・減給処分)が権利の乱用にあたり認められないか、それとも客観的合理的理由及び社会通念上相当性があるのか、が争われた。主な争点は以下の通りである。

○原告・稲に関する事項

解雇理由1 本件文書を作成・交付したこと

原告側主張 内部通報的で目的は正当。交付先は役員2名のみで内容は事実である。

被告側主張 被告組織秩序への重大な攻撃。内容が形を変え伝播し、名誉を棄損した。

解雇理由3 警視庁公安部警察官へ相談し、資料を提供したこと

原告側主張 守秘義務を負う警察官に相談し、根拠のある情報を提供したものである。

被告側主張 情報漏洩により、事実と反した疑惑を外部に広めた。

※**解雇理由2** (当初「檄」の作成を否認したこと)、**解雇理由4** (調査報告書で疑惑が否定されたにも拘わらず、反省せずに田中総長に質問状を提出したこと等)は省略

○原告・瀬尾に関する事項

処分理由1 ディンプル社との随意契約に方針変更した経緯(原告瀬尾への圧力の有無)

原告側主張 方針変更は、打田会長の指示を受けた職員の圧力と「ディンプルの高橋さんに任せといたらええんや」との総長発言によるもの。

被告側主張 圧力や打田会長の関与はない。総長発言は見積り業者に加えてはどうかという提案。

処分理由2 総長、秘書部長から事情聴取を受けたことに対して、懇親会の席で部下に対し、「総長は希代の大馬鹿者だ」と発言したこと

原告側主張 匿名文書の犯人であるかのような扱いを受けたことに対する、飲み会の席での上司に対する愚痴に過ぎない。

被告側主張 総長や担当者を誹謗し、部下からの信用を失墜させ、職場秩序を乱した。

※**処分理由3** (ディンプル社との面談記録を原告稲に漏らしたこと)、**処分理由4** (調査報告書で疑惑が否定されたにも拘わらず、反省せずに田中総長に質問状を提出したこと等)は省略

尚、被告側は最終準備書面において、本件懲戒処分が無効とされれば、被告の信教の自由は決定的に破壊されるので、裁判所が神社神道を潰す結果となることを日本国憲法は許容しない筈であるなどとの主張を加えた。

第一審判決について

令和3年3月18日、東京地方裁判所は、原告の請求をすべて認める**神社本庁の全面敗訴**の判決を言い渡した。判決文は本文88頁、別紙6頁にわたるが、以下に判決文の要点のみ記載する。

○主文について

判決主文は、下記の通り原告の請求をすべて認める内容であった

☆被告が、原告の稲・瀬尾両氏に課した懲戒処分が無効であること

☆被告は、原告の稲・瀬尾両氏に対し、それぞれ雇用契約に基づく賃金相当額、懲戒処分により減額された賃金相当額を支払うこと ほか

○主要な裁判所の実事認定

認定事実

裁判所は判決文の中で、事件の背景事情も含めて、判決の前提となる事実を(1)から(14)まで、14項目 28 頁にわたり認定している。その中で特記すべき事項は以下の通り。

- ・季刊誌『皇室』販売しているメディアミックス社の設立時より取締役を務めている日本レスリング協会会長(当時)の福田富昭氏と、神道政治連盟の打田文博会長は親しい関係にあることが報道されていること。また、打田会長は、平成 21 年からメディアミックス社の代表取締役に就任した高橋社長と 20 年来の付き合いがあること等。
- ・神社本庁と関係の深い国民精神研修財団(現在の公益財団法人日本文化興隆財団)が平成 12 年に、宿泊研修施設として所有していた全国神社会館を國學院大學に売却し神社本庁の近隣に移転した際にもティンプル社が介在していたこと。また、ティンプル社が財団移転先のビルを取得するために融資を受けた人物と指定暴力団との関係等。
- ・青山職舎(平成 24 年)、中野職舎(25 年)の売却にもティンプル社が介在し、同職舎を神社本庁から買い取ったティンプル社が即日転売していること等。

原告稲に関する事項

解雇理由 1 について

解雇理由 1 に係る行為は、就業規則に定める懲戒事由に外形的に該当する行為である。

しかし、田中総長及び打田会長が、本件売買について背任行為を行った事実、及び、牛尾課長がこれに加担した事実については、①真実であるとは認められないものの、本件文書を理事 2 名に交付した当時、原告稲が、これを真実と信じるに足りる相当の理由があったといえ、②不正の目的であったとはいえず、③手段は相当であったから、公益通報者を保護し、公益通報の機会を保障することが、国民生活の安定などに資するとの公益通報者保護法(※解説参照)の趣旨などに照らし、本件文書の交付をもってこれらの事実を摘示した行為は違法性が阻却されて懲戒すべき事由といえないというべきである。

尚、この中で、百合丘職舎の売却価格が一般的な取引価額より低額であることから、売却は適正であるとした調査報告書の結論を「採用できない」とし、また、原告瀬尾が、田中総長及び(打田会長の意を受けた)牛尾課長から、ティンプル社へ売却するよう示唆を受けたとする原告瀬尾の供述は「十分信用するに足りる」と判断している。

※解説 公益通報者保護法

公益通報者を保護し公益通報の機会を保障することが、国民生活の安定などに資するとの趣旨で、公益通報を理由とする降格、減給その他不利益取扱いを禁止する法律。労働者が法令違反行為の通報を行った場合、通報内容の真実性を証明できなくても、

- ①通報内容が真実であるか、又は真実と信じるに足りる相当な理由があり、

②通報目的が、不正な利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、

③通報の手段方法が相当である場合には、
当該行為が被告の信用を棄損し、組織の秩序を乱すものであったとしても、懲戒事由に該当せず又は該当しても違法性が阻却される。

解雇理由3について

解雇理由3に係る行為は、就業規則に定める懲戒事由に外形的に該当する行為である。

しかし、前記の各事実については、①いずれも真実性は認められないものの、原告稲が、これを真実と信じるに足りる相当の理由があったといえ、②不正の目的であったとはいえず、③手段は相当であったといえる。したがって、公益通報者保護法の趣旨などに照らし、違法性が阻却され懲戒すべき行為に当たらないというべきである。

以上のことなどから、「本件解雇は、懲戒権の行使が、客観的合理的な理由がなく、社会通念上相当性を欠くものであり無効である」と判断した。

また、原告稲を「被告の組織に留めることは被告の宗教活動を阻害し、被告の信教の自由や宗教的結社の自由が侵害されることとなる」との主張については、被告は、庁規を始めとする諸規定により職員を規律してきたのであり、信教の自由や宗教的結社の自由を侵害する事態となるとは認め難いと判断した。

原告瀬尾に関する事項

処分理由1について

被告は、瀬尾の一連の発言は事実と異なる旨主張するが、原告瀬尾が、田中総長及び牛尾課長から、百合丘職舎をディンプル社に売却するよう示唆を受けた事実があり、瀬尾発言は事実と異なるものではない。したがって、処分理由1に係る行為は、事実を述べたものであり、懲戒事由に当たるとは認められない。

処分理由2について

処分理由2に係る行為は、部下に対し、上長からの命令に応じない旨を公然と表明し、被告の代表者を「大馬鹿者だ」と非難したもので、秩序を乱す行為といえる。しかし、「秩序を乱す行為といえるが、宴席における一回限りの発言であり、発言については、後に謝罪しているので、降格とすることは重きに失する」と判断した。

故に本件処分は、懲戒処分としての客観的合理的な理由がなく、社会通念上相当性を欠き無効と判断。

※神社本庁は判決を不服として、3月22日付で控訴状、5月11日付で控訴理由書をそれぞれ東京高裁宛に提出した。

第二審(東京高裁)での審理

裁判の経過について

神社本庁は地裁判決を不服として東京高裁に控訴した。口頭弁論は令和3年6月8日に開かれ、神社本庁側が控訴状及び控訴理由書等、原告側が答弁書を陳述した。神社本庁側は証人申請(神社本庁岡本財政課長及びディンプル社石津取締役)をしたが、裁判所は却下するとともに、証拠評価に関する書面を提出する場合は、その期限を6月30日とした上で弁論は終結した。そして控訴から半年も経たない令和3年9月16日に控訴棄却の判決が下された。

控訴審における神社本庁の補充主張と東京高裁の判断の概略は以下の通り。

控訴人(神社本庁)側の主張

原判決の事実認定と評価に対する主張(判決の不当な点)

- ①本件売買が「一般的な取引価額より低額であり、かつ代金決済の方法が買主に有利」との事実認定の評価部分
- ②本件売買の価額決定及び承認の過程に不審な点があるとの事実認定・評価部分
- ③ディンプル社などが本件売買以前にも利益を得ていたとの点(「不当な」利益の趣旨)
- ④原告瀬尾が田中総長や牛尾課長からディンプル社に売却するよう示唆を受けたこと(原判決は示唆ではなく圧力と言いたいような点が不当)

その上で、被控訴人稲の解雇理由1ないし4に係る一連の行動、及び被控訴人瀬尾の処分理由1ないし4に係る一連の行動を総合考慮すれば、

被控訴人稲が、控訴人の組織破壊の意図の下で、組織の秩序を乱す行為をしていることは明らか、被控訴人瀬尾の非違行為は、控訴人の組織の秩序を著しく乱すものである、と主張。

上記主張を立証するために控訴人が新たに提出した主な証拠

乙129 陳述書(岡本典正・神社本庁財政課長)

立証趣旨は、ディンプル社への売却は原告瀬尾の提案であること、「ディンプル社の高橋社長が怒っている」という事実もなかったこと、青山・中野職舎の売却がディンプル社に有利なものでないこと、百合丘職舎についても原判決の認定が事実でないこと、など

乙132 回答書(株式会社ディンプル・インターナショナル)

ディンプル社の高橋恒雄取締役社長、石津英晃取締役・社長室長連名の文書。関鑑定書が提出された経緯について、百合丘職舎の特殊性と売買価格について、売買条件について、中央住宅の購入と瑕疵物件であったことについて、高橋社長と打田氏(神道政治連盟会長)との関係について、など

東京高等裁判所における判断の要旨

1 被控訴人稲について

被控訴人稲の解雇理由1に係る行為は、控訴人の信用を棄損し、組織の秩序を乱す行為と認められ、就業規則の懲戒事由に外形的には該当する。

しかし、上記行為当時に被控訴人稲が認識していた事実を前提とすれば、同人において、

- ①本件売買価格が一般的な取引価格より相当低額で、代金決済方法が買主に有利であると考えたこと
- ②本件売買の価格決定及び承認の過程に不審な点があると考えたこと
- ③本件売買以前にも、ディンプル社やその関連会社(メディアミックス社)が有利な条件で控訴人やその関係団体(日本文化興隆財団)との取引を行って利益を上げてきたと考えたこと
- ④田中総長らから被控訴人瀬尾に対しディンプル社への売却の示唆があったと考えたこと

について、①～④には「それぞれ相当な理由があった」とし、「被控訴人稲が、これらの事情を総合した結果として、「控訴人の総長らが本件売買に関して背任行為を行った」との事実を真実と信じたことには相当な理由がある」。また、上記行為は、被控訴人組織の人事の一新を図る目的によるもので不正の目的によるものではなく、その手段も相当であり、公益通報者保護法の趣旨等に照らし違法性が阻却され、懲戒すべき事由とはいえない。

被控訴人稲のその他の解雇理由に係る行為についても、いずれも懲戒すべき事由にあたらぬか、解雇に相当するものとはいえず、したがって、被控訴人稲に対する懲戒解雇は無効である。

2 被控訴人瀬尾について

(証拠から)被控訴人瀬尾が田中総長らから百合丘職舎をディンプル社に売却するように示唆を受けた事実が認められ、瀬尾発言①～④(※)は事実と異なるものでなく、被控訴人瀬尾の処分理由1に係る行為は、懲戒事由に当たるとはいえない。

被控訴人瀬尾のその他の処分理由に係る行為についても、いずれも、懲戒事由にあたらぬか、降格に相当するものとはいえない。したがって、被控訴人瀬尾に対する降格及び減給の懲戒処分は無効である。

※瀬尾発言①～④

平成29年3月1日の部長会等で、本件売買の経緯について、不当な圧力があったことについて言及した、被控訴人瀬尾による以下の発言のこと

- ①ディンプル社の高橋社長が怒っていると牛尾課長から伝えられた。
- ②ディンプル社に売らなければならない理由があった。
- ③田中総長からディンプルの高橋さんに任せたらいいというメッセージがあった。
- ④(相見積もりは取らなかったかとの質問に)取っていない。ディンプル怖いから。

控訴人の補充主張を受けての補足を含めた高裁の判断(主な事項を要約、抜粋)

(1) 被控訴人稲について

解雇理由 1

(ア) 真実相当性—本件当時に被控訴人稲が認識していた事実を前提に検討

a 本件売買の価格及び代金決済方法の点について

(a) 関鑑定書の性格(買主のディンプル社が提出) ②ディンプル社より高額の評価書の存在 ③控訴人から直接クリエイト西武へ所有権移転登記 ④八千代銀行による根抵当権極度額3億円の設定 の事実から、本件売買価格の適正性に疑念を抱いたことには相当な理由があり、松山理事の発言から調査委員会設置までの10か月間に、控訴人からその疑惑を晴らすための十分な説明がされたとはいいい難い状況からも、「本件売買の価格が一般的な取引価格に比べて相当低額なものであると考えたことには、相当な理由がある」と判断。

b 本件売買の価格決定及び承認の過程に不審があるとの点について

本件売買の過程で、部長会、常務理事会、役員会及び評議員会いずれでも、担当部長から、関鑑定書がディンプル社から提出されたものであること、関鑑定書を上回る評価をした評価書があることについて何ら説明されていないことは、関鑑定書に基づく価格を正当化するために、都合の悪い事実の報告を避けたとの見方もあり得るとし、「この点も併せてみた結果として、本件当時の被控訴人稲が、本件売買の価格決定及び承認の過程に不審な点があると考えたことには、相当な理由がある」と判断。

c ディンプル社等が本件売買以前にも利益を上げていたとの点について

(b) ディンプル社及びその関連会社(メディア・ミックス社)が、控訴人及びその関係団体(日本文化興隆財団)と継続的な取引を行うことにより利益を得ていること自体が、両者の間に特別な関係があるとの疑念を生じさせ得るものであり、本件売買以前にも、ディンプル社やその関連会社が自社に有利な条件の下で取引を行って利益を上げてきたと考えたことには、相当な理由がある、と判断。

d 控訴人瀬尾が田中総長らからディンプル社への売却の示唆を受けたとの点について

(a) 被控訴人瀬尾の供述の信用性について、「十分信用するに足りる」と判断。

(b) 自己保身のために田中総長らに責任を転嫁する虚偽の供述に至ったとする控訴人の主張について、「組織内での自らの立場を悪化させることが明らかな極めて不合理な行動であり、あえてそのような行動に及ぶ理由は認め難い」と判断。

(c) 被控訴人瀬尾が部長会で前回と異なる提案をしたからといって、上位者からの示唆があったとはいえないとする控訴人の主張について、「何らかの事情により、被控訴人瀬尾の判断で提案するに至ったものと見るのが自然であるところ、その事情とは、被控訴人瀬尾が述べるとおり、田中総長らからディンプル社への売却の示唆を受けたことであると考えれば、上記の経過を合理的に理解し得るのであり、このことは、被控訴人瀬尾の上記供述の信

用性を裏付ける一つの事情ということが出来る」と判断。

(d) ①岡本陳述書の「ディンプル社の高橋社長が怒っている」とは聞いていないとの点、及び②「被控訴人瀬尾からディンプル社への売却案を示し、田中総長がこれを了承した」とする点について、①は「牛尾課長の発言に関する被控訴人瀬尾の供述と矛盾するものとはいえない」とし、②の岡本課長の供述は、田中総長自身が被控訴人瀬尾に対し、「今まで付き合いのあったディンプルに声はかけたのか。」と発言したと自認していること（乙28）と矛盾していることに照らし、採用できない、と判断。

(e) 「被控訴人瀬尾が田中総長らからディンプル社への売却の示唆を受けたとの事実を認めることができる。また、本件当時の被控訴人稲が、被控訴人瀬尾からの情報提供に基づき、上記事実の存在を信じたことには、相当な理由がある」と判断。

(イ) 通報目的の正当性について

b 「また、被控訴人稲が阿部警部補に交付文書 a～j を交付したのは、(略) その時点では、委員の人选もされておらず、調査の実効性も定かではなかったのであるから、そのような状況の中で、調査委員会で真相究明がなされない場合に備えて警察官に相談することは、不合理な対応とはいいい難く、この点も、多数派を形成して人事を一新するという目的と矛盾するものとはいえない」と判断。

(ウ) 手段方法の相当性について

「(本件文書(匿名化版)の多数の関係者らやマスコミにまで配布される事態が生じたことについて)責任の一端が同人にあることは否定できないとしても、本件文書の拡散行為に被控訴人稲が関与した事実は認められず、被控訴人稲にこれを阻止する手段があったことも認め難い。そうすると、被控訴人稲について、内部において不正行為の是正に向けた努力をすることなく、本件文書が広く伝播するに任せたと評価することはできない」と判断。

解雇理由 2 略

解雇理由 3

「公益通報者保護の趣旨等に照らして違法性が阻却されるための用件をいずれも充足しない」との主張に対し、「被控訴人稲に不正の目的はなく、その手段の相当性もあることは、前同(イ)に判示のとおりである。したがって、控訴人の上記主張は採用することができない」と判断。

解雇理由 4 略

(2) 被控訴人瀬尾について

処分理由 1

「被控訴人瀬尾の上記供述は十分信用に足りるものというべきであるから、控訴人の上記主張は採用することができない」と判断。

処分理由 2

上記発言は職員同士の宴席における一回限りの発言であることから、「控訴人の組織のモラルを深く傷つける」などとする評価は明らかに過大であり、被控訴人瀬尾が後に謝罪していることも考慮して、これを理由として降格とすることは重きに失するとした原判決の判断は相当である」と判断。

処分理由 3

(ア)「控訴人の幹部職員である部長同士の間で本件売買に関する情報を共有することについては、各自の所管業務のいかんに関わらず、職務上の必要性がなかったとはいえない」控訴人の上記主張は採用することができない」と判断。

(イ) (稲から先に流れることも容認していたとの推測に対し)「そこから直ちに特定の意図や思惑等を推測することはできない。したがって、控訴人の上記主張も採用することができない」と判断。

処分理由 4 略参考

※神社本庁は判決を不服として、令和3年9月26日に上告提起及び上告受理の申立てを行い、11月26日付で、「上告理由書」及び「上告受理申立の理由書」を東京高裁に提出した。

最高裁判決と「上告理由書」及び「上告受理申立の理由書」の概略

令和4年2月3日に事件記録が最高裁判所に送付され審理がはじまったが、4月21日、最高裁判所は、「上告棄却・上告不受理」の決定を下し、判決が確定した。

参 考

神社本庁の「上告理由書」の内容(要点)

1. 原告両名に共通の上告理由—民訴法312条1項(上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる。)

神社本庁は、原判決には憲法20条の「信教の自由」及び憲法21条1項の「結社の自由」の違反があるとして、以下の主張を展開。

- (1)上告人(神社本庁)の宗教団体としての目的を明示し、「その世俗的な活動の側面が宗教法人による業務執行として立ち現れている。」として、
- (2)「神職として失格の行為を行った原告らが宗教団体たる神社本庁において適切と判断された懲戒処分を無効とされれば、神社本庁の宗教活動が阻害され信教の自由が労働者の保護の名のもと

侵害される。そのようにして神職として相応しくない者を組織として受け入れるよう国家権力から強制される結果となり神社本庁の宗教的結社の自由は侵害される。」として、「原判決は、信教の自由及び結社の自由の憲法に違反する。」と主張

(3)「信教の自由及び宗教的結社の自由の保障の内実を無に帰することとなる原判決は国家機関による神社本庁への不当な「干渉」「圧迫」と評価すべきで憲法上許容されないものであるから破棄をされるべきである。」と主張

2. 個別の上告理由

原告稲について

「原審判決には、理由不備又は理由に食い違いがあり、正しい理由(事実)を適正に評価すれば、いずれの懲戒処分も懲戒権の乱用にはならないから、判決に影響を及ぼすものである。」として、解雇理由1の(ア)の真実相当性について、「原審認定事実を前提とすれば、平成28年12月10日に原告稲が認識していた事実は、あくまで「相当低額」の「疑」いでしかなく、過去のディンプル社の実績は「破格とってよい好条件」ではなく「第三者からみ」での好条件程度であり、原告稲がその程度の認識しかしないのに、「疑い」を確認もせず、「神社本庁の財産を捨てるに等しい行為」と記した本件文書を作成・交付した原告稲には、真実相当性は認められないとして、本件売買は適正な範囲内の価額での取引であり、(本件文書は)虚偽文書の作成であると主張。

神社本庁の「上告受理申立理由書」の内容(要点)

※神社本庁は、「原判決に最高裁判所の判例と相反する判断がある事件その他法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件(民事訴訟法318条1項)」であり、上告受理の条件を満たすとして、以下の通り主張

1. 懲戒処分の有効性(懲戒権行使に関する最高裁判例の判断枠組)ー特に懲戒解雇について

最高裁判例から、懲戒権行使には企業の裁量権があり、「秩序違反行為への対応は、その後の企業運営に大きな影響があるゆえ、その責任を負えない裁判所が同じ立場に立って、軽重を判断すべきでない」と主張し、

「合理性を欠くものと断定できないときは、その効力を是認せざるをえない」として、「慎重な配慮」は必要としても、「免職処分といういわば極刑の場合でも本質は同じ」とした。

2. 原告稲への懲戒解雇について

神社本庁の企業秩序の内容と、原告稲の違反の程度とこれに対する懲戒処分の選択が最高裁判例に照らし相当性があること

「本件文書の内容・名宛人からして、同文書内容の拡散を意図したもので、かつ交付した2名の理事の立場(反田中総長勢力)からして、そこから拡散されることは予想でき、むしろ意図していたと考えられるところである。」と主張し、
神社本庁の「秩序維持確保には、原告稲にはその秩序そのものから退出してもらい他ないわけで、かつそれを組織の内外に示す本件懲戒解雇は、「相当と判断した処分」の選択といえる。それを不相当とした原審判決は、上記最高裁判例に違反すること、明らかである。」とした。

3. 原告瀬尾への懲戒処分(降格減給)について

神社本庁の企業秩序の内容と、原告瀬尾の違反の程度とこれに対する懲戒処分の選択が最高裁判例に照らし相当性があること

「原告稲の考えが反映された本件文書の内容からも、原告瀬尾は、当時の管理組織を転覆させる意思を原告稲と共有していたのであり、「組織内で自らの立場を悪化させること」など、すでにその組織自体を転覆させる意図であった以上、もはや気にしてなどいなかったのである。それは、平成29年4月26日(実際は29日)の原告瀬尾の田中総長への「総長は稀代の大馬鹿者だ」発言につながる。当時の管理組織を否定する発言であり、転覆させる意思がなければ、それこそ「組織内で自らの立場を悪化させることが明らかな」発言であり、それをあえて言うはずがないのである。原告瀬尾にとって現管理体制など、どうでもよくなっていたのである。」と主張し、

矛盾と混乱と自己保身の意識の中で発言され、作られた資料は信用することは出来ないとした上で、「信用できるのは、控訴理由書添付別紙「意思・決定の経過」で引用された、それぞれの記録から認定できる事実経過であり、これに反する(本件文書が伝播する中での)平成29年3月1日の部長会での原告瀬尾発言、3月9日臨時部長会用の資料は、信用できないこと、明らかである。それを全く逆の証拠評価をした原審判決は、採証法則違反である。」とした上で、

「本件懲戒処分は、「相当と判断した処分」の選択といえる。それを不相当とした原審判決は、上記最高裁判例に違反すること、明らかである。」とした。

4. 結論

「原告兩名に対して上告人がした懲戒処分は、前掲最高裁判例に照らしいずれも有効であるのに、それを無効とした原審判決は、民事訴訟法318条1項の最高裁判所(法令の解釈)に関する重大な事項(懲戒処分の社会通念上の相当性判断という、懲戒処分の根幹部分)を含むものと認められる事件においてその判断を誤ったといえる。そこで、上告審において、事件を受理するとともに、原審を破棄し、いずれの懲戒処分も有効なものとして自判していただくことを求めるものである。」

おわりに

以上が、疑惑の発覚から6年、提訴から判決の確定まで4年半を要した神社本庁の百合丘職舎売買をめぐる背任疑惑と、職員の懲戒処分無効確認訴訟の概要です。

最高裁の判決を受けて、原告両名が一刻も早く神社本庁に完全復職するとともに、本裁判を通して明かになった事実をもとに一連の疑惑の真相が解明され、神社本庁が正常化することを心から期待しています。(神社本庁の自浄を願う会)

【資料】第一審から上告審までの全訴訟記録はこちらからダウンロードできます。

https://1drv.ms/u/s!ArGBcF071xQih_Ya3WKEoU8jBKbEPA?e=MTCNzm

【お問合せ先】

○神社本庁の自浄を願う会 代表 高池 勝彦 URL: <http://jijyo.jp/>

○原告弁護団 真和総合法律事務所 弁護士 塩谷 崇之

tel: 03-3517-5510 mail: shionoya@shinwa-law.jp